

マイナンバー 提示のお願い

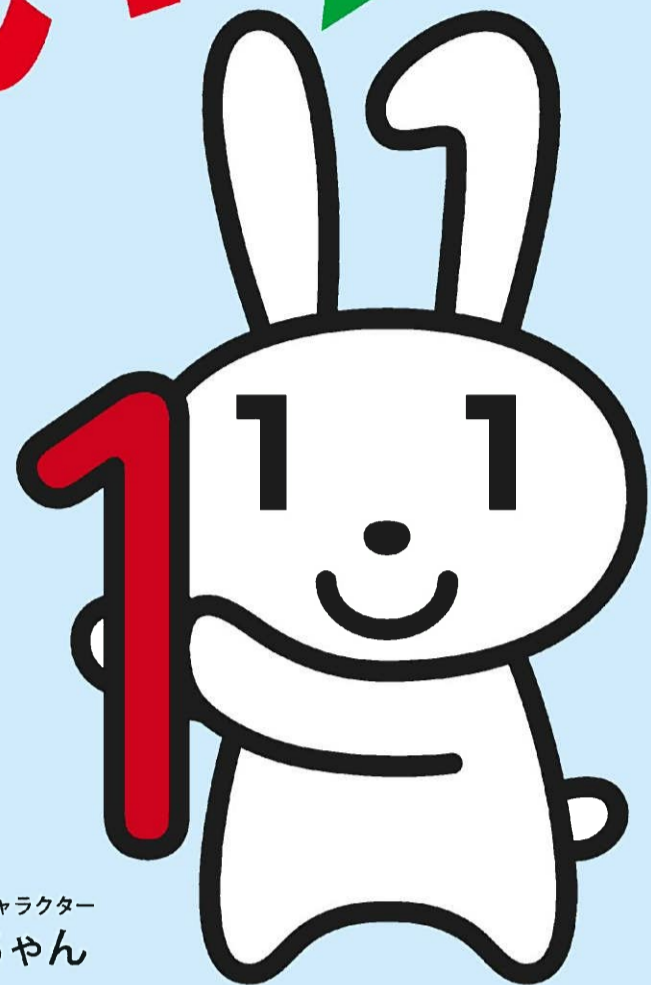
平成28年
1月から
マイナンバー制度
スタート!

マイナンバーは、国民一人ひとりがもつ12桁の番号です。
また、企業などの法人にも13桁の法人番号が指定されます。

※平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になります。

JAでも
マイナンバーを
扱います!

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



JAでマイナンバーが必要な主な取引

法令により個人・法人を問わず、マイナンバーの提示が必要です。

「個人番号カード」または「通知カードおよび運転免許証などの本人確認書類」をご持参ください。

個人のお客さま

- 投資信託・公共債など
証券取引全般
- マル優・マル特
- 財形貯蓄(年金・住宅)
- 外国送金(支払い・受け取り)など
- 共済金の受け取りなど

法人のお客さま

- 投資信託・公共債など
証券取引全般
- 定期貯金・定期積金
通知貯金
- 外国送金(支払・受取など)
- 共済金の受け取りなど

※JAでは、マイナンバーを法定調書や非課税申告書などへの記載などに利用します。

※平成28年1月の制度開始前でも、JAからマイナンバーの提示をお願いすることがあります。

マイナンバーの取扱いには、厳格な保護措置が設けられています。

マイナンバーを悪用した詐欺行為にご注意ください!

不審な電話などがありましたら、JAまたは警察にご連絡ください。